

序章

「中津市文化財保存活用地域計画」は、中津市の文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画で、中津市の文化財保護行政の方向性を示し、具体的な取組み内容を記載したマスタープラン兼アクションプランです。この計画に基づいた取組みを進めることで、文化財を総合的・一体的に保存・活用することを目指しています。また、地域社会総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財を活かした魅力的なまちづくりを推進します。

1. 計画作成の背景と目的

過疎化・少子高齢化等の社会状況や、自然環境の変化により、文化財を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。文化財を伝えていく社会的基盤が脆弱化する一方、文化財を活かした地域振興が注目されています。国は、未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりが必要と考え、文化財保護法を平成30(2018)年に改正しました。「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針(平成31年作成、令和5年3月変更)」では、地域計画を作成することにより、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進され、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図っていくことが可能になり、官民一体となって未指定文化財を含む幅広い文化財の積極的な保存・活用の促進が期待されると記されています。



《図1：中津市の位置》

現在の中津市は、平成17(2005)年3月に、中津市と三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町が合併したことにより誕生しました。

福岡県との県境をなす山国川が源流から河口まで市域を縦断しており、旧中津市の中心部はその河口域の平野部に位置し、旧町村部は「耶馬溪」と呼ばれる山間部となっています。このような深淵な溪谷から河口の城下町までバラエティに富んだ地形の中で、地域に根ざした多様な歴史文化が

育まれてきました。

しかしながら全国的な傾向と同様に、中津市においても過疎化・少子高齢化や自然環境の変化等の流れの中、文化財の持続可能な維持・保存、地域活性化のためのさらなる活用にあたって、多くの課題に直面しています。

一方で、文化財を地域振興に活用する動きは本市でも現れてきています。地域が歩んできた歴史は、地域の個性であり、誇りです。今、私たちには地域の魅力を創出する歴史文化を適切に保護するだけでなく、地域のために活用し、未来へ伝えるまちづくりが求められています。

市民が文化財を守り、磨き上げ、地域を誇りに思い自ら魅力を発信し、そのような町に共感をもった人たちが集い地域が活性化し、さらにパワーアップしていくことを目標に、文化財保護法183条の3に基づき「中津市文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」という。）を作成しました。本計画は、中津市の文化財の保存・活用に関するマスタープランであり、かつその実現に向けたアクションプランです。本計画に定める取組みを推進し、中津市の文化財を活かしたまちづくりを地域社会総がかりで推進していきます。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和15(2033)年度までの9年間（前期：令和7(2025)年～9(2027)年、中期：令和10(2028)年～12(2030)年、後期：令和13(2031)年～15(2033)年）とします。ただし、社会情勢等に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。なお、計画期間中に変更を行う場合は、文化財保護法第183条の4及び重要文化財保存活用計画等の認定に関する省令（平成31(2019)年文部科学省令第5号）第61条に基づき、その変更の内容が軽微でないものについては文化庁長官への変更の認定の申請、軽微なものについては県及び文化庁に報告します。

文化財保護法 抜粋

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更）

第183条の4 前条第5項の認定を受けた市町村（以下この節及び第192条の6第2項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第3項から第8項までの規定は、前項の認定について準用する。

重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令 抜粋

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の軽微な変更）

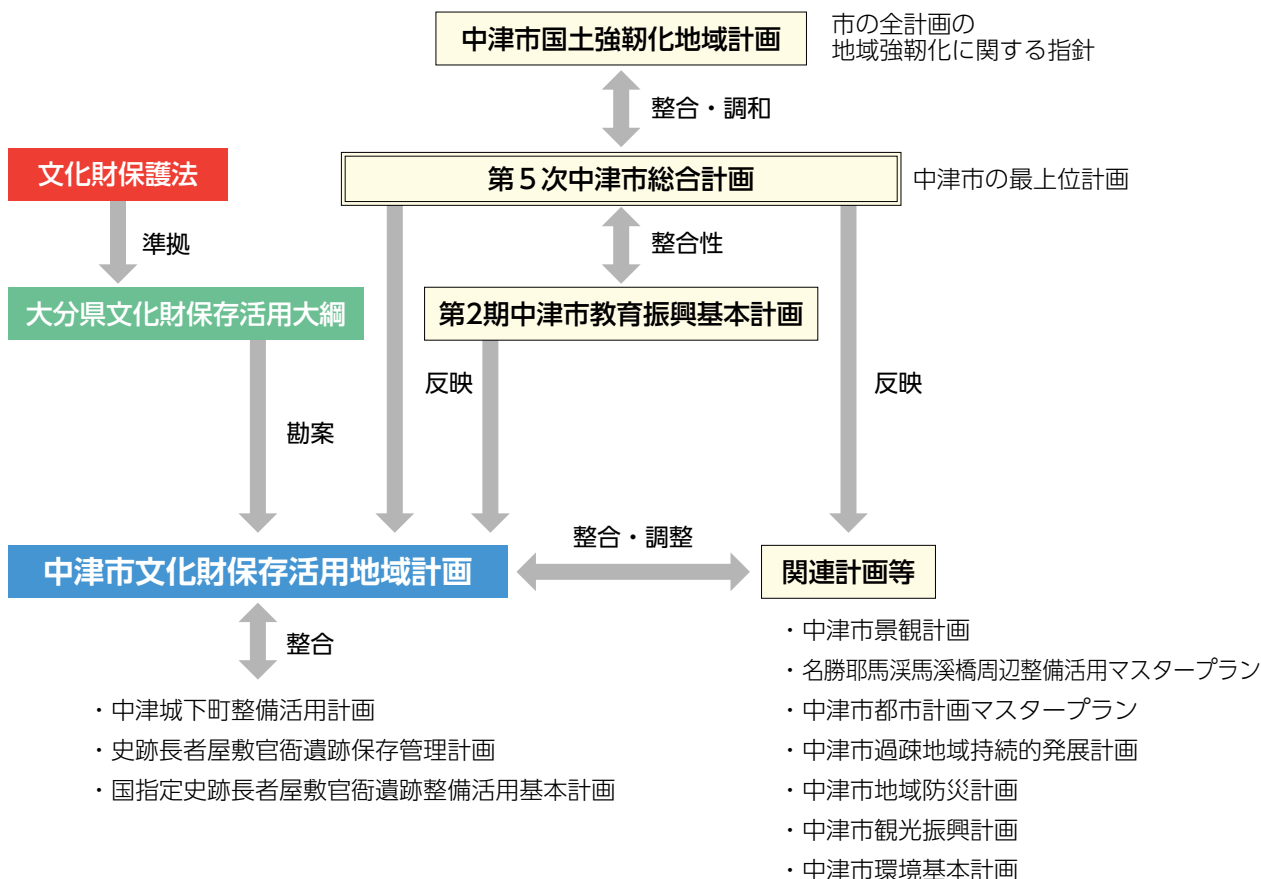
第61条 法第183条の4第1項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 計画期間の変更
- 二 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、文化財保存活用地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

3. 本計画の位置づけ

(1) 全体的な位置づけ

本計画は、本市の文化財に関する関連計画の中で最上位に位置付けられます。中津市の大規模自然災害に対する地域強靱化の指針である「中津市国土強靱化地域計画」及び、中津市のまちづくりの最上位計画であり指針である「第5次中津市総合計画」並びに、中津市教育委員会の「第2期中津市教育振興基本計画」等を踏まえるとともに、関連計画との調整や連携、整合を図ります。総合計画及び教育振興基本計画が改定される時は、本計画も見直しを図ります。また本計画作成にあたっては、大分県教育庁の「大分県文化財保存活用大綱」を勘案しました。



《図2：各計画の位置づけ》

(2) 上位計画・関連計画の概要

中津市の計画：上位計画

中津市国土強靱化地域計画：令和3（2021）年3月策定

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が、平成25（2013）年12月に公布・施行され、翌年6月に国は「国土強靱化基本計画」を策定しました。それを受け、平成27年11月に大分県は「大分県地域強靱化計画」を策定しました。

本市においても、近年激甚化している豪雨災害や巨大地震等に対して、市民の生命や財産を守り、地域経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを推進するために、令和3（2021）年3月に「中津市国土強靱化地域計画」を策定しました。本市における様々な分野の計画等において地域強靱化に関する施策の指針となるべきものであり、本市における最上位計画である総合計画と整合・調和を図るものです。

本計画では、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価、いわば本市の健康診断を行い、リスクに対してどこに脆弱性があるのかを、改めて検討し、地域強靱化に関する施策を効率的・効果的に推進していくことを明記しています。

第5次中津市総合計画：令和4（2022）年3月改訂

まちづくりの最も基本的な計画であり、時代の潮流や市が抱える課題を踏まえ、必要な施策の方向や主要施策を長期的な視点で定めるものです。「将来都市像」として「暮らし満足No.1のまち『中津』」を掲げています。文化財に関しては「歴史と文化の伝承」の施策の中に位置付けられ、その基本方針には「地域に根差した歴史や文化を後世に引き継いでいくため、文化財の保存や史跡・施設の整備、活用を進めるとともに、誰もが中津の歴史や文化に身近に触れることができる取組みや、日本遺産の活用、郷土の偉人の顕彰に取り組みます」と明記しています。

第2期中津市教育振興基本計画：令和5（2023）年3月改定

教育基本法に基づき、中津市における教育振興施策に関する基本的な計画として策定されたものです。「自立する力を育て、社会で活躍できる人材の育成」と「いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり」を目標に掲げ、歴史文化に関する分野では、「地域固有の文化・芸能の継承と保存整備に取り組む。」としています。重点施策「歴史と文化の伝承」における重点的な取組みは「資料館活動の充実」「文化財保護体制の確立」「文化財の保存・活用」です。

中津市の計画：関連計画

中津市景観計画：平成26（2014）年4月改訂

良好な景観を次の世代へ引継ぎ、自ら誇れるまちの実現に向け、市民が共通の認識をもち、将来を見据えた取組みの方針等を定めるものです。基本理念は「歴史・文化・自然が調和した風情のある中津の風景 「ひと」を育み、「ひと」に癒しと活力を与える景観づくり」です。景観形成の目標として「城下町の風情をもったまちづくり」「歴史・文化を守り自然と調和した風情のあるまちづくり」「国定公園などの自然景観の保全によるまちづくり」「賑わいや活力が景観と融合したまちづくり」を掲げています。市域を10のエリアに分け、景観形成に向けての方針や方策を定めています。特に、近世以降の歴史文化資源が集中する旧城下町内において、景観形成重点地区を設定しています。

名勝耶馬溪馬溪橋周辺整備活用マスタープラン：平成27（2015）年12月策定

平成24年7月3日・14日、九州北部を中心とした集中豪雨により、市内を縦断する山国川の氾濫により甚大な被害を受けた平田・戸原地区周辺の災害後の河川改修工事の実施にあたり、安全を前提とし、自然と人々の生活が共存する新しい地域価値を創出することを目的としたマスタープランです。馬溪橋周辺のみならず、名勝耶馬溪全体の中で位置づけられ、耶馬溪観光はじめ地域のまちづくりに資するものとなるよう、「名勝耶馬溪の自然や文化財・人々の生活が共存する、新しい地域価値の創出」を目標としています。「整備活用の指針」として「風致景観の維持向上、安全・安心なまちづくり、文化遺産を活かした地域振興」を掲げています。

中津市都市計画マスタープラン：平成29（2017）年5月策定

中津市の都市計画の基本方針であり、土地利用や公園緑地等に関する計画や、中津市で行う全ての都市計画・整備の方向性を定めるものに位置づけています。まちづくりの目標を「暮らし満足No.1のまち中津」とし、その目標の中に「優良農地や自然景観の保全と歴史・文化の継承」を掲げています。また、都市施設の方針のうち、道路に関する方針の1つに「歴史・文化を生かした道路整備」として「歴史的な土地の区画割である中津城周辺の町割りや沖代条里（沖代地区条里跡）に配慮した道路整備を行う。」としています。また、公園・緑地の方針のうち、「緑地等に関する方針」では「名勝耶馬溪等自然環境の保全、生態系を維持する緑・水辺空間の保全」、さらに「都市環境・景観形成の方針」の1つに「城下町の町割りや面影を活かし、歴史の薫りたどよう美しい都市景観を形成する。」と明記しています。

中津市過疎地域持続的発展計画：令和3（2021）年9月策定

中津市の過疎地域の持続的発展を図る計画で、それぞれの地域の特徴に配慮したきめ細やかな対応や地域間連携をより高める施策を展開することで市域全体の一体的な振興を図ります。「地域文化の振興等」の項では、過疎地域に多く存在する貴重な伝統芸能、歴史、文化を「後世に残していく活動やそのための環境を維持し、地域文化の保存・伝承に努めていく」と明記しています。

中津市地域防災計画：令和6（2024）年2月修正

災害対策基本法第42条の規定に基づき、中津市における防災に関わる業務を具体的に定めた計画です。「防災教育」として「災害教訓の伝承」をあげ、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めることとしています。災害発生時には、文化財の所有者または管理者に対し教育委員会への速やかな報告を求め、文化財調査委員の意見を聞いて所要の措置を講ずることと定めています。また市は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努めることとしています。

中津市観光振興計画 第2次な活観光のすゝめ：令和6（2024）年2月改訂

中津市の観光の振興について、今後の方向性を示した計画です。「通過型観光から滞在型観光へ」「ここでしかできない体験プログラム」「地域と協働した観光地域づくり」の3つを重点指針とし、5つの主要施策「マーケティングに基づく国内外に向けた情報発信や売り込みの工夫と強化」「山国川上下流域一帯となった観光振興」「不滅の福澤プロジェクトの推進」「受け入れ態勢の構築」「中津耶馬観光協会の機能強化への支援」を展開するものです。特に、主要施策の1つ「山国川上下流域一帯となった観光振興」では、「メイプル耶馬サイクリングロードを活用したサイクルツーリズム」「日本遺産」「食の推進」「城下町観光」「耶馬溪観光」など、中津市の歴史文化と深くかかわる施策を記載しています。

中津市環境基本計画：令和6（2024）年4月改定

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたもので、中津市の環境に関する関連計画の最上位に位置づけられます。この基本計画では、「山・川・海の自然とともに人がいきいきと暮らすまち 中津」を環境スローガンに掲げ、人と自然が共存する「環境共生都市なかつ」の実現を目指し、様々な環境問題に取り組んでいくことが定められています。

4つの基本施策のうち、歴史文化資源にかかわるものとしては、「1.自然共生社会の構築」において「重要地域の保存・里地里山の保全・希少野生生物の保護・自然とのふれあいの場の確保」があります。さらに「3.生活環境の保全」では、「景観・文化財の保全」を記載しています。

個別の文化財の計画：中津市の文化財関連計画

中津城下町整備活用計画：平成25（2013）年3月策定

郷土の良さを実感し中津独自の歴史・文化の変遷を誰もが見て、体験できるようハード・ソフト両面から活用方針を示すものです。住民の安心・安全を図りつつ、文化財的価値の低下を招かない整備についても検討しています。「九州最古の近世城郭が残るまち」「築城から400年以上の歴史を持つまち」「蘭学・医学が栄えたまち」の特徴を活かし、「400年の歴史と文化を継承し、未来へつづく城下町中津」を目標像としています。

史跡長者屋敷官衙遺跡保存管理計画：平成27（2015）年3月策定

長者屋敷官衙遺跡が国史跡になったことを機に策定されたもので、「史跡長者屋敷官衙遺跡を適切に保存管理し、次世代へ継承する。」「史跡長者屋敷官衙遺跡の整備活用を推進することで、地域に対する愛着と誇りを醸成し、地域の活性化に寄与する。」「指定地及び周辺地域が将来どうあるべきかについて一定の方向性を示す。」の3つを基本目標としています。

国指定史跡長者屋敷官衙遺跡整備活用基本計画：平成27（2015）年3月策定

地域に対する誇りの醸成や地域活性化を見据えつつ、史跡及びその周辺を含む長者屋敷官衙遺跡全体を対象としてその将来像を明らかにするとともに、長期的な展望の中での整備計画を策定し、長者屋敷官衙遺跡の整備活用を推進することを目的としています。計画テーマは、『体感！古代の役所！下毛郡衙“正倉”！』～地域の誇りを醸成する、歴史学習・調査研究の拠点、地域コミュニティの拠点としての長者屋敷官衙遺跡の整備・活用～です。

大分県の文化財関連計画

大分県文化財保存活用大綱：令和3（2021）年3月策定

大分の風土・歴史・伝統を今に伝える貴重な文化財について、調査や探求活動を通してその価値を発見し、様々な地域資源として活用することで地域を豊かにし、その価値を共有することを通して保護体制の構築を図り、持続可能な地域社会の構築に寄与するために策定したもので、「地域とともに活かして守る 大分の文化財」を基本方針としています。

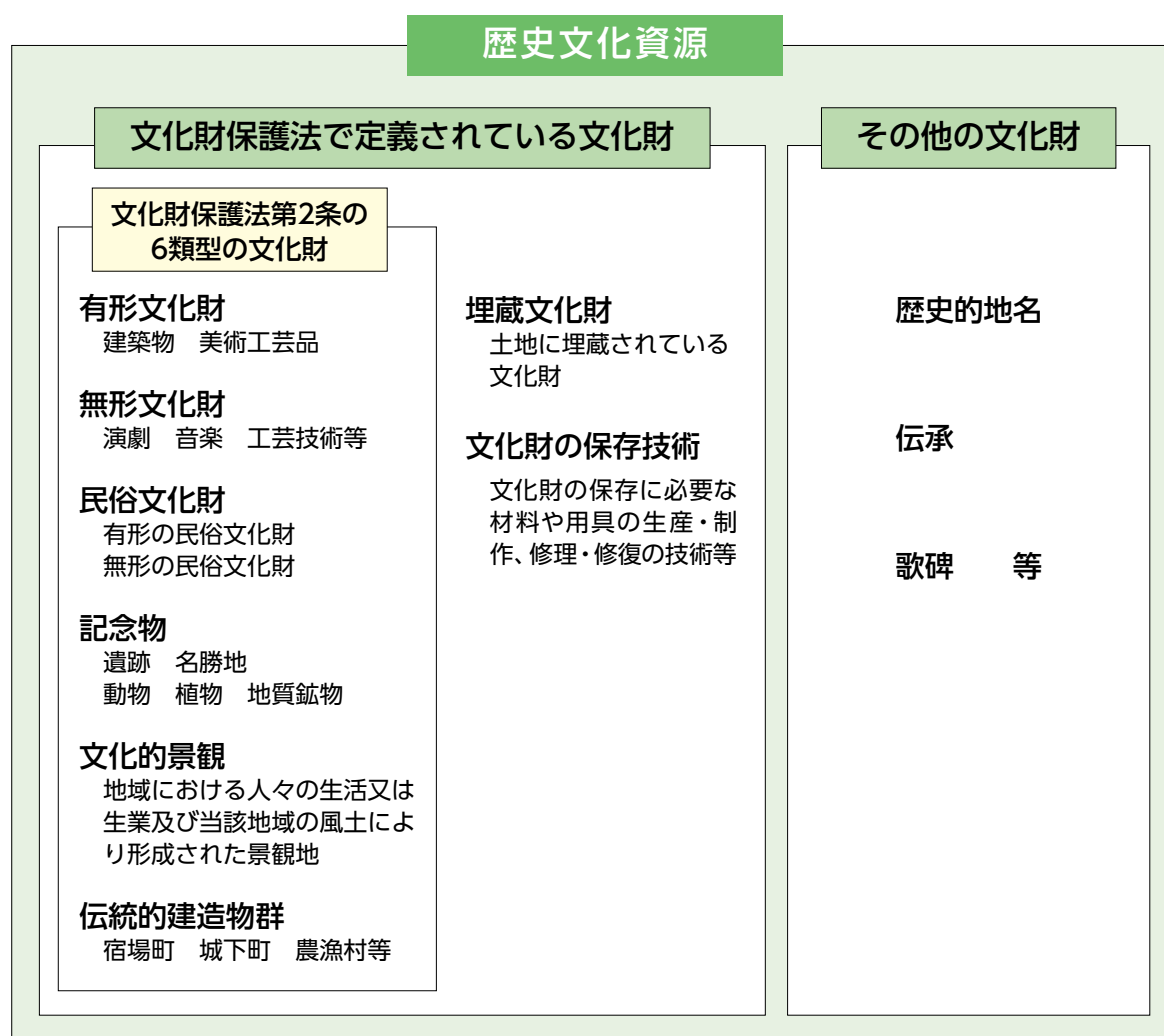
名勝耶馬溪保存管理計画：平成23（2011）年3月策定

今日の様々な動向に対応して名勝耶馬溪を適切に保存・活用し、かつ、時代に即した迅速な事務処理による行政サービスの向上をさらに図るため昭和57年3月策定の旧計画を改訂したものです。広大な名勝耶馬溪を地区にわけ、それぞれの保存管理・整備活用・管理運営の基本方針を示しています。市内の名勝耶馬溪49景に関わる現状変更等は全てこの計画に基づいて行われています。

4. 本計画における歴史文化資源の定義

文化財保護法（以下「保護法」という）第2条では、文化財を6つの類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）に定義し、その他に、埋蔵文化財、文化財の保存技術を保護の対象としています。また、文化財を「我が国や地域の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」としています。

よって本計画では、指定・未指定にかかわらず、保護法に定義されているもの（文化財の6つの類型・埋蔵文化財・文化財の保存技術）のほか、歴史的地名、伝承、歌碑など中津市が歩んできた歴史の中で育まれてきたもの、中津市の歴史文化の正しい理解のために欠くことのできないもの全てを「歴史文化資源」と呼び、本計画の対象とします。



《図3：本計画において対象とする文化財》